

D 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
D18	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	全体	平成23年度末の時点で、研修の全課程を修了できない場合、都道府県又は都道府県の委託を受けた事業実施者は、終了した内容をどのように証明すればよいか。 また、残りの研修について平成24年度以降に研修を実施しても差し支えないか。	都道府県の任意の様式で、終了した内容等についての証明書を発行いただきたい。 また、残りの研修について平成24年度以降に引き続き研修を実施しても差し支えない。